

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介(二)

はじめに

凡例

翻刻

A 1 義直関連 一〇〇(以上第四十九輯)

凡例

A 2 義直関連 一〇一―一三六

B 1 将軍家関連 一〇六四(以上本輯)

(以下次輯以降)

B 2 将軍家関連 六五―一〇八

C 大名・幕臣等関連 一〇三〇七

D 義直家臣関連 一〇三二

E 朝廷関連 一〇二〇

F A 2 E 以外 一〇一八

人名索引

解題

花押図版
おわりに

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名書状、宛所、年月日付、員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在、徳川美術館で未表具文書58の枝番として用いている番号である。)を員数の後に(一)内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙、寸法(本紙の縦×横 単位は糎(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。また原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に

並木昌史

(二)を付して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合、各条文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点(・)および並列点(、)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によつて判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている闕字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまとめて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が付した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

(以上、再掲)

翻刻

A 義直関連 一〇一〜一三六

一〇一、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 寛永十年四月廿二日付

一通(474)

(切紙) 縦一七・八 横五〇・六

従大納言様被成下」御書、寔不浅奉」存候、先以道中」御機嫌能御国被成」御着之旨、乍恐目出」奉存候、将又」公方様一段御息災」被成御座候、当地静謐」御座候、御次而之刻」可然様可預御取成候、「恐々謹言

堀田加賀守」正盛(花押)

寛永十年」四月廿二日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇二、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 十月十一日付

一通(478)

(切紙) 縦一七・八 横五二・五

従大納言様御書」被成下、忝致頭戴候、「然者当年御下向之儀、」被任上意、其段」忝被思召之旨、乍恐御」尤奉存候、定而右之旨」各可被達上聞候、」御次而之刻可然様、宜被仰上候、恐惶謹言

堀田加賀守」正盛(花押)

十月十一日

成瀬隼人正殿

○義直の江戸参府は上意によるとの通達を伝える書状。

一〇三、本多重俊書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十三日付

一通(483)

(切紙) 縦一七・四 横四九・四

今度^(光友)五郎八様」御下着被成候刻、「為御目見致祇候」之付、從 大納言様^(義直)」

御書被下成、冥加」之至、忝奉存候、御」次之節、可然様^(重綱)」御取成奉憑候、恐惶」謹言

本多美作守」重俊^(花押)

^(寛永十年)
六月十三日

^(直政)
寺尾左馬助殿

○江戸に到着した光友が將軍家光に御目見したことに付き、義直からの礼状に対する書状。

一〇四、牧野信成書状 成瀬正虎宛 ^(寛永十年)四月十八日付 一通⁽⁴⁸⁶⁾

^(切紙) 縦一五・五 横四六・三

^(追而書)以上

大納言様^(義直)御書頂」戴仕拝見、忝奉存候、「去七日ニ路次中御無事ニ」被成

御帰城付而、渡辺」半藏殿^(重綱)を以被仰上候、「御前之儀半藏殿可」被申上候間、不能具候、「御次而之刻、可然様ニ被仰」上可被下候、恐惶謹言

牧野内匠頭」信成^(花押)

^(寛永十年)
四月十八日

^(正虎)
成瀬隼人正様」人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇五、浅野光晟書状 成瀬正虎宛 ^(寛永十年)卯月廿日付 一通⁽⁴⁹²⁾

^(切紙) 縦一八・四 横五一・二

^(追而書)以上

從 大納言様御書」被 成下、忝致頂」戴候、道中御機嫌」能、去七日被成御帰城」旨被仰下、目出度奉」存候、此等之趣、宜預」御披露候、恐々謹言

^(浅野)
松平安芸守」光晟^(花押)

^(寛永十年)
卯月廿日

^(正虎)
成瀬隼人正様

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇六、松平信綱書状 成瀬正虎宛 ^(寛永十年)卯月十七日付 一通⁽⁴⁹⁶⁾

^(継紙) 縦一七・一 横九六・四

^(追而書)以上

從 大納言様御書」被下致拝見候、「道中御無事ニ去」七日ニ被成御帰国

之由、「乍恐珍重奉存候、「然者今度御仕合」能 御暇被為遂、忝」被思召候、付而、渡辺」半藏方^(重綱)を以被仰上」候、則 御前へ被召出、被入御念、

早々」以御使者被仰上、「殊路次中御無事ニ御帰城、御機嫌ニ被」思召之旨、御直ニ被」仰合候、右之趣、宜預」御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱^(花押)

^(寛永十年)
卯月十七日

^(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇七、松平信綱書状 寺尾直政宛 ^(寛永十一年)五月廿日付 一通⁽⁴⁹⁷⁾

(継紙) 縦一六・六 横九五・四

(追而書) 猶以道中御無事ニ御帰城、乍憚目出度」奉存候、已上

從 大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」今度御仕合能」御暇被遂、忝

被思」召之旨、御尤奉存候、」就者志水申斐守殿を」以被仰上候、則」御

前へ被召出、御」無事御帰国、其上被人念、早々御使者」御機嫌被思召之

段、」御直被仰含候、此」等之趣、宜預」御取成候、」恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十一年)
五月廿日

寺尾左馬助殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一〇八、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月十一日付 一通(503)

(継紙) 縦一九・七 横一一〇・二

自大納言様御書、」謹而致拝見候、然者」今度右兵衛督様江」御鶴被進、并御」

鷹場被仰付候事、」重畳御満足ニ被」思召候之由、奉存其旨候、」因茲為御

札中村」又藏方を以被仰上候、」右之通立 御耳」候之处、則 御前江」

被 召出、御念之入候通、」御機嫌之旨、御直ニ」被仰含候、委曲又藏殿」

可為演説候、右之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

九月十一日

寺尾左馬助殿

○光友が將軍家光から鶴と鷹場を拝領したことに対する、義直からの礼状

に対する返書。

一〇九、松平信綱書状 寺尾直政宛 十月十四日付 一通(509)

(切紙) 縦一七・三 横五三・一

從 大納言様奈良」酒兩樽致拜受、」誠毎度被為人御念」之段、冥加至極

奉」存候、此等之趣、宜預」御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

十月十四日

寺尾左馬助殿

○義直から記主・松平信綱に贈られた奈良酒に対する礼状。

一一〇、松平重則書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月廿二日付 一通(514)

(切紙) 縦一七・一 横五二・八

從 大納言様御書」被下、忝拝見仕候、」今度路次中御無事ニ」御帰城被

成之旨、目」出度奉存候、此表別」条無御座候、公方様」御機嫌之御様子

渡辺半藏方可被」仰上候、恐惶謹言

松平大隅守」重則(花押)

四月廿二日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一一一、松平重則書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十九日付 一通(516)

(切紙) 縦一七・一 横五二・八

從 大納言(義直)様御」書被下、謹而拝見仕候、今度路」次中御無事ニ」御帰城被為成候」旨、目出度奉」存候、上様御(家光)」機嫌之御様躰」志水甲斐守可」被仰上候、此等之」趣、可然様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

松平大隅守」重則(花押)

(寛永十一年)
五月十九日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一一二、松平重則書状 阿部正興宛 (寛永十年) 六月四日付 一通(517)

(切紙) 縦一六・七 横四八・四

從 大納言(義直)様御書」被下、忝拝見仕候、」五郎八様於御前」御仕合残無御座候、」弥御息災ニ御機嫌能」被成御座候間、御心易」被為思召候様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

松平大隅守」重則(花押)

(寛永十年)
六月四日

阿部河内守殿

○光友が將軍家光の御目見を受けたことにつき義直からの礼状に対する書状。

一一三、松平正綱書状 渡辺重綱宛 三月六日付 一通(524)

(切紙) 縦一七・一 横四八・七

「敬公以来来翰」の紹介(二)

(追而書) 以上

一筆申入候、為御使」其元御越之由、御大義共候、」あしき時分其地居合」不申候て、不得貴意、本意」外ニ存候、御逗留之内」爰元隙明罷帰候者、面上ニ可申承候、從」大納言(義直)様切々御書」被成下候へ共、先月中旬」此地ニ罷有候付、度々」御請不申上候、拙者は」罷有候内、於御上ハ可然様ニ」御取成頼申候、恐惶謹言

松平右衛門大夫」正綱(花押)

三月六日

渡辺忠右衛門殿

○義直からの書状に対する返答の言上を依頼する書状。

一一四、松平正久書状 寺尾直政宛 (寛永十年) 六月十九日付 一通(530)

(継紙) 縦一八・七 横一〇八・六

(追而書) 已上

御書謹而奉拝上候、」五郎八様・御姫様」御目見ニ被成候、為御」礼志水甲斐守殿を以」被仰上候処ニ、甲斐守殿」御差合ニ付、重而遠山」掃部殿を以被仰上候、」御前被召出御仕合」能御座候、其上御帷・」単物・御羽織御拝領」残所も無御座御仕合」に存候間、於様子者」御心安可被思召候、」甲斐守殿御差合之」通をも各具御」披露御座候、随而」諸白大樽式并串海鼠」壹箱致拝領候、寔拙者式無冥加忝次」第奉存候、御次而之」刻、此等之趣可然様ニ」御礼被仰上可被下候、」委細者掃部殿可為」演説候条、不能具候、」恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永十年)

六月十九日

寺尾左馬助殿
(直致)

○光友と京姫の將軍家光への御目見が済んだことと、義直からの贈物に対する礼状。

一一五、松平正久書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十三日付

一通(533)

(継紙) 縦一八・三 横一〇二・一

(追而書) 尚々雅楽頭・大炊頭^(土井利勝)来ル廿日時分ニ被罷立^(德川忠長)分ニ御座候、駿州

様^(鳥居成次)のハ」土佐守、水戸様^(德川頼房)のハ中山内記」被遣答ニ御座候、以上

從 大納言様御書、」奉拜上候、然ハ今度」大風雨ニ而、那古屋御城ニノ丸

并犬山之城」矢倉など破損之所」修覆被仰付度」之旨、園田善太夫^(善意)を以

被仰上候、各被達」上聞候処ニ早々被仰付候」様にと、御意ニ付、其」

通皆々連状ニ而被」仰達候、尚爰元之」様子、善太夫可申上候、」此等之趣、

御次而之刻」被仰上可被下候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永七年)

八月十三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正信) (正虎)

○大風雨で名古屋城二之丸や犬山城の櫓が破損したため、義直の請願で修理を行うこと、検分に酒井忠世と土井利勝を派遣すると伝える。

一一六、松平正久・板倉重昌・秋元泰朝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

(寛永七年)八月十三日付

一通(534)

(継紙) 縦一九・六 横一〇九・八

御書致拝見候、今度之」霖雨ニ其元二丸石垣」并犬山之城櫓下之」石垣破損之所被成」修復度之旨、則」各へ申達候之處、」両上様へ被得御意候へハ、」早々可被仰付之由、」上意之通被申入候、」将又 相国様一段」御機嫌好被成御座候、」委曲園田善太夫方」可被申上候、此等之趣、」宜預御披露候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)」板倉内膳正」重昌(花押)

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永七年)

八月十三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正信) (正虎)

○風雨による名古屋城二之丸・犬山城破損につき、將軍家光と大御所秀忠からの修復命令を伝える書状。

一一七、松平正久書状 竹腰正信宛 八月廿七日付

一通(535)

(継紙) 縦一七・八 横一〇六・七

(追而書) 以上

從 大納言様御書」頂戴致拜上候、然者」相応院様御暇被進、」御湯治相

当いたし御」満足ニ被思食候段、」高木外記殿を以テ」被仰上候、御前」

御仕合残所無き之由」承候、御心安可被思食候、」拙者儀二三日寸白」氣

にて罷有候ニ」付而、外記殿御目見へ」時分御取持も不仕候、」随而此表相

替儀も」無御座候、両御所様」弥御機嫌能被成御座候、」相国様此頃両度

海へ御鉄炮ニ被為成、御氣色残所無御」座候、猶爰元之様子」外記殿可被仰上候、「右之趣御披露所」仰候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)」

八月廿七日

竹腰山城守殿
(正信)

○相応院お亀の湯治見舞と、大御所秀忠の動静を伝える書状。

一一八、松平正久書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永五年)十一月四日付

一通(543)

(継紙) 縦一七・八 横一〇六・七

(追而書)以上

從 大納言様御」書奉拜上候、然ハ」路次中御無事ニ」御帰国被成候ニ付、為」御礼渡辺半蔵殿」を以被為仰上候、「御前御仕合残所」無御座候、於様子ハ」御心安可被思召候、委」細之儀ハ半蔵殿可被」仰上候、将又初而被為取候御鷹之鶴、御飛脚にて御進上被」成候、是又御機嫌共ニ御座候、御内 書」可被進との仰出之候、「扱又内々被仰候御」普請、来三月々御」座候ニ相極候へ共、未」誰ニ被成候との義ハ」無御座候、替儀候者」從是可申上候、右之」趣可被仰上候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)」

(寛永五年)
十一月四日

成瀬隼人正殿」寺尾左馬助殿
(正虎) (直政)

○義直の名古屋帰城報告と義直献上の御鷹の鶴の返礼、および内示のあった普請についての書状。

「敬公以来来翰」の紹介(二)

一一九、松平正久・日下部宗好書状 大納言様御小姓衆宛

(寛永五年)極月廿四日付

一通(548)

(継紙) 縦一六・九 横一〇六・五

(追而書) 尚々此儀弥以 大納言様」も可然思召候は 御自筆」之御書被下候様ニ可被」仰上候、以上

一筆致啓上候、仍竹山城殿」御息女成隼人へ被御合度旨、」相応院様思召候趣、土大炊殿・相国様へ被仰上候所ニ、一段」可然被思召候、大納言殿」次第之由 上意之旨、土」大炊殿被仰候、弥以尤と」大納言様思召上候、御自筆」之御書拙者共へ被下候」様ニ可被仰上候、其御書」大炊殿御めにかかけ候、「相きわめ可申候、右之様子」其元ニ而も御さた被成ま」しく候、此儀相きわまり候ハ、竹山城娘」上意を以何かたへも有」付申度旨、相応院様」大炊殿御ふ」候て被仰」上候へば、成隼人へ可申」合旨 上意之由、拙者」共々くがいむきの状」進上可申候、相国様ハ」一段可然思召候へ共、」相応院殿被仰候斗ニ而、大納言様思召いか、」と思召候て、大納言殿」次第と被仰出候由、」大炊殿被仰候、恐惶謹言

(寛永五年)
極月廿四日

(日下部)

(忠利)

(松平)

門大夫」正久(花押)

大納言様御小性」御披露

○相応院お亀の希望と大御所秀忠の上意による竹腰正信娘(お愛)と成瀬正虎との縁組を伝える書状。

一二〇、三浦正次書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十六日付

一通(552)

(切紙) 縦一七・一 横五一・三

(追而書)以上

従大納言様御書頂戴」忝拝見仕候、今度御」仕合残所無御座候て、」御満足ニ被思召候由、私式迄」被仰聞、過分不浅冥加之」至ニ奉存候、道中御無事ニ」御帰国被遊候由、乍恐珍」重ニ奉存候、御次而之刻可」然様ニ頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

(寛永十年)
卯月十六日

成瀬隼人正様」人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一一二、三浦正次書状 成瀬正虎宛 九月七日付

(切紙) 縦一七・六 横五〇・四

一通(553)

(追而書)以上

従大納言様御書」被成下、謹而拝見」仕候、為重陽之御」祝儀御小袖壹重」致拝領、過分不浅」冥加之至ニ奉存候、」御次而之刻可然様ニ」頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

九月七日

成瀬隼人正様」人々御中

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことについての礼状。

一二二、三浦正次書状 成瀬正虎宛 九月七日付
(切紙) 縦一七・八 横五三・三 一通(554)

(追而書)以上

従大納言様御書」頂戴、謹而忝拝見」仕候、然者^(光友)右兵衛督様へ」御巢鶴二連被遣之候儀」被聞召、御満足ニ被」思召旨、私式迄被仰聞、」過分至極冥加之至ニ」奉存候、御次而之刻」可然様ニ頼入存候、恐惶謹言

三浦志摩守」正次(花押)

九月七日

成瀬隼人正様」人々御中

○光友が将軍家光から御巢鶴を拝領したことに対する義直の礼状に対する書状。

一二三、水野忠善書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十八日付

(切紙) 縦一八・三 横五一・七

一通(556)

(追而書)以上

従大納言様尊書」被成下、誠以忝拝受」仕候、先以道中御機」嫌能、去七日ニ御帰城」被成之旨、目出度奉存候、御次而之刻可然」様ニ被仰上可給候、」恐々謹言

水野監物」忠善(花押)

(寛永十年)
卯月十八日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一二四、水野忠善書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十六日付 一通(557)

(切紙) 縦一七・五 横五二・一

従 大納言様御書」被成下、致頂戴道」□□□□□□□□」御帰城之旨、目

出度奉存候、此等之趣、御次而之節、可預御披露候、」恐惶謹言

水野監物」忠善(花押)

(寛永十一年)
五月十六日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一二五、水野忠吉・安藤直次書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)五月十八日付

一通(559)

(継紙) 縦一七・五 横一〇三・六

(追而書)以上

従 亜相様御」書被成下、忝頂」戴仕候、然著於江」戸御仕合残所無」御

座御帰」被遊ニ付而、常陸介殿へ」様子為可被仰」聞、渡辺新左衛門方」

早々被遣候段、別」過分忝被存候、」誠路次御無事ニ被為成、御帰城目」

出度御事共難申」上候、右之通」御前可然様ニ被」仰上可被下候、恐々」

謹言

安藤帶刀」直次(花押)」水野淡路守」忠吉(花押)

(寛永五年)
十月十八日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対し、徳川頼宣からの祝意を伝える書状。

「敬公以来来翰」の紹介(二)

一二六、宮本定就書状 高力信重宛 十二月十一日付 一通(560)

(切紙) 縦三三・八 横四八・一

昨日者従大納言様南都酒兩樽」拝受仕、忝儀寔冥加之至奉」存候、御城罷

在御礼延引所存之」外御座候、御次而候者、可然之様御」執成奉頼存候、

猶期面上之節可得御意候、」恐惶謹言

定就(花押)

十二月十一日

高力七左衛門様」人々御中

○義直より拝領の南都酒(奈良酒)の礼状。

一二七、森川重俊書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 五月三日付 一通(561)

(切紙) 縦一八・九 横五二・一

一筆致啓上候、仍」従大納言様端午之」為御祝儀、御」書并御帷子三」内

御単物を拝領申、忝頂戴仕候、」御次之時分可然」様御取成奉」頼候、恐

惶謹言

森川出羽守」重俊

五月三日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中

○義直より拝領の端午の祝儀の書状と帷子に対する礼状。

一二八、森川重俊書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 八月七日付 一通(562)

(切紙) 縦一八・三 横五二・一

一筆致啓上候、仍「從 大納言様鮎之」鮎壹桶拝領申、「過分至極奉」存候、御次之時分可然様ニ御」取成奉頼候、「恐惶謹言

森川出羽守」重俊

八月七日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中

○義直より拝領の鮎鮎に対する礼状。

一二九、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月廿三日付 一通(565)

(継紙) 縦一四・八 横九一・五

(追而書)以上

從 大納言様御」書被下忝次第、「誠ニ無冥加過分」之至奉存候、永々」御逗留被成候処ニ、「切々御見舞不申」上所存至極奉」存候、如此之儀身ニ」余奉存候、御無事ニ」御帰城之旨、何々」目出奉存候、爰」元無相違候、万」半藏殿可被仰上候間、不具候、可然様ニ」此等之趣御取成可」忝存候、恐惶謹言

柳生但馬守」宗矩(花押)

(寛永十年)
卯月廿三日

成瀬隼人殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三〇、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十八日付 一通(566)

(切紙) 縦一七・一 横五〇・八

(追而書)已上
從 大納言様御書」忝致頭戴、先以今度者」御仕合能御暇出、御無事ニ」御帰城之旨、目出度奉」存候、頓而可為御上洛候間、「致御供罷上、万々御礼可申」上候、御前之儀者申斐守殿」可被仰上候、此等之趣可然様ニ御」披露所仰候、恐惶謹言

柳生但馬守」宗矩(花押)

(寛永十一年)
五月十八日

成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三一、山口重政書状 阿部正興宛 (寛永十年)卯月廿日付 一通(569)

(切紙) 縦一八・五 横五一・二

今度 大納言様御」仕合能御暇被進、路」次御無事ニ去七日」御帰国被為成之旨、乍」恐目出度奉存候、殊拙者式迄 御書成」被下、誠冥加之至」奉存候、則隼人殿」迄御請申上候間、弥」御前可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

山口修理進」重政(花押)

(寛永十年)
卯月廿日

阿部河内守殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三二、渡辺宗綱書状 滝川忠征・寺尾直政宛 (寛永四年)七月十八日付

渡辺図書助」宗綱(花押)

一通(575)

(継紙) 縦一六・八 横九〇・二

(追而書)以上

幸便御座候、一書被」申入候、大納言様^(義忠)道中御無事ニ御帰国被成候哉、
乍」恐無心元奉存候、」貴殿も御息災ニテ御供候哉、承度候、」爰元御逗留中ハ」為何御馳走も不申入、」いつもく御ふさた」計打過迷惑此」事候、相応之御用」等候者、可被仰付候、恐惶謹言

渡辺図書助」宗綱(花押)

(寛永四年)七月十八日

寺尾左馬助様^(直政) 滝川豊前守様^(忠征) 人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

一三三、渡辺宗綱書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(577)

(継紙) 縦一五・四 横九一・一

(追而書)以上

大納言様御」書致頂戴、冥」加至極奉存候、路次」中御無事ニ被成御上着之旨」被仰下、乍恐目出」度奉存候、将亦」大御所様江為御使者^(光忠)石河市正殿」御樽・肴御進上」被成、^(土井利勝)土大炊殿御披露を以、昨廿九日ニ御仕合能上申候間、右之旨可被仰上候、」^(家光)兩御所様御機嫌」能、弥御息災被成御座候間、御心易可被思召候、恐惶謹言

「敬公以来来翰」の紹介(二)

(寛永四年)七月晦日

竹腰山城殿^(正信) 成瀬隼人殿^(正虎)

○江戸参府の義直が、大御所秀忠のもとへ使者を遣わしたことに對する返書。

一三四、金地院崇伝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十九日付

一通(589)

(継紙) 縦一九・一 横九五・五

(追而書)以上

一書致啓上候、貴国」大洪水之由承及申候、」如何御座候哉、無御心元」奉存候、態以使者御」見舞可申上本意ニ御座候へ共、乍略儀從」御屋敷之幸便三言」上仕候、当地相替儀」無御座候、風儀も一段」能御座候、第一」^(家光)兩上様御機嫌能」被成 御座候、御心安」可被思召候、先日者被」成下御書、忝奉存候、」其節請申上候、尚」以御前可然様、御取成」所仰候、恐々謹言

金地院」崇伝(花押)

(寛永七年)八月十九日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○江戸在府の崇伝より義直に宛て、尾張の大洪水を見舞う書状。

一三五、つばね消息 竹腰正信・成瀬正虎宛 寛永九十年 一通(597)

(継紙) 縦一五・二 横九二・八

(追而書)返々くはう様いよく」御きけんの御事にて、「御心やすく」おほ

しめし候」やうに仰上られ候へく候、「めてたくかしく

大納言様より」ひめ君様へ」御みまひと」仰られ、大たる式」まいらせら

れ候、「すなはち」御めにかいまいらせ候へは、「御氣に入らせ給候、「御
まんそくに」おほしめし候」よし、そもし様たち」までよくく」仰られ
候、めて度」かしく

より」つほね

たけのこし山城様」なるせはや人様」まいる

○つほね(將軍御台所の侍女)より義直へ、姫君様(家光養女大姫)への贈物に
対する返礼。

一三六、書狀断簡 宛先未明

一通(606)

(切紙) 縦一五・二 横四六・四

従大納言様御書」被下、忝致拝見候、然」者当御地御参勤之」儀被仰上候
所ニ、三月末・四月上旬御参府」可有之旨、被」仰出、御満足就思召
候、「以使者被仰上候御書」面之儀、奉得其意候、「(以後欠失)

○義直の示した、江戸への参勤時期について將軍が承知した件について伝
えた書狀。

B-1 將軍家関連 一〇六四

一、青山幸成書狀 成瀬正虎宛 十月三日付

一通(7)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・〇

公方様御機嫌之御」様躰無心元被思召、「清水甲斐守方被差進、」拙者式へ

茂御書忝致」拝見候、去朔日諸大名」衆如例月御対面被成、「御氣色相替
儀無御」座候間、御心易可被思召候、「委細者甲斐守殿可被」仰上候、此
等之趣可然様ニ」御取成所仰候、恐々」謹言

青山大藏少輔」幸成(花押)

十月三日

成瀬隼人正様

○義直からの將軍家光の病氣見舞に対する書狀。

二、青山幸成書狀 成瀬正虎宛 十一月四日付

一通(9)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・〇

今度其元御鷹野」被成御出、初二御とら」せ候鶴御進上ニ付」御書致拝見
候、則」大炊頭被遂披露候」之处、御機嫌御座候、「此等之趣宜預御披」
露候、恐々謹言

青山大藏少輔」幸成(花押)

十一月四日

成瀬隼人正殿

○義直が鷹狩で捕らえた鶴を將軍家光に進上したことに對する返書。

三、阿部忠秋書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年カ)九月十八日付 一通(53)

(切紙) 縦一七・七 横五一・九

自大納言様御書」謹而忝致拝見候、」^(お初)常高院殿御逝去」付而、早々被為入御念」被仰上候通、各被遂」披露候、寔私式迄」被仰下候御事、過分」至極奉存候、此等之趣」可然様御取成所」仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

^(寛永十年カ)
九月十八日
^(正虎)
成瀬隼人正殿

○常高院(お初。大御所秀忠御台所お江姉・京極高次正室)の逝去に接し、義直からの弔意に対する返書。

四、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 ^(寛永十年)十月四日付 一通(54)

(切紙) 縦一七・五 横五三・四

從大納言様御書」被成下忝頂戴仕候、」^(家光)上様御気色弥御快気」被成、去朔日ニ御表へ」出御被為成、其後打統弥」御機嫌残所無御座候、」^(志水忠政)委曲清水甲斐守殿可被」申上候、此等之趣、御序之」刻可然之様御執成所」仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

^(寛永十年)
十月四日
^(正虎)
成瀬隼人正殿

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

五、井伊直孝書状 志水忠政宛 ^(寛永十年)十月三日付 一通(81)

(切紙) 縦三五・二 横五一・八

「敬公以来来翰」の紹介(二)

「追而書猶々御来越之処他出不懸御目、」迷惑仕候、以上」^(家光)上様御気色逐日 御快気被為」成候段、被為成 御聞、從 大納言様」貴様御使ニ而被 仰上候ニ付、私躰江迄」御書拝領忝奉存候、御気色大」形御本復被為成、一昨朔日ニ御表江」被為 成、各被致 御目見目出度忝」奉存候、此段可被仰上候、御請者慮」外ニ奉存候条、可然様御取成頼入存候、」恐惶謹言

直孝(花押)」井伊掃部頭

^(寛永十年)
十月三日
^(志水忠政)
清水甲斐守様」人々御中

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

六、井伊直孝書状 小笠原次郎右衛門尉宛 ^(寛永十二年)極月十四日付

一通(82)

(切紙) 縦三四・〇 横四七・四

駿府御城火事之儀ニ付而、從」大納言様以貴殿 御機嫌之御」様子、無御心元被為思召被仰上候」付而、私躰迄御書拝領忝奉」存候、御書之御請者慮外ニ奉」存候間、遠慮仕候、可然様ニ被仰」上頼入存候、御出之節者出仕申」時分ニ付而、早々之躰致迷惑候、」恐惶謹言

直孝(花押)」井伊掃部頭

^(寛永十二年)
極月十四日

メ小笠原治郎右衛門尉様」^(某)人々御中

○駿府城の火事につき、義直からの見舞に対する返書。

恐々謹言

七、板倉重宗書状 竹腰正信宛 (寛永六年 閏二月廿六日付 一通(86))

(継紙) 縦一七・七 横一〇六・五

(追而書)以上

(家光)
御書致拜見候、「將軍様被成御庖瘡付、」路次迄被成御下向候「処、御庖瘡早速」被成御快気付、可被成」御帰之由、被仰出_三付、「中途_六御上洛被成由、」上下目出度奉存儀」不過之候、不被聞召」合路次迄御下向、「_(家光)兩上様も御満足_三」可被思食と奉察候、「誠下々も左様ニ輕」罷下儀成兼申儀_三」御座候処、乍恐奉感候、「將又寒塩鶴毛頂戴」仕、過分至極奉存候、「此等之趣可然様ニ御披」露所仰候、恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

(寛永六年)
閏二月廿六日
(正信)
竹腰山城守殿

○將軍家光、庖瘡が回復したため江戸帰還を取りやめて上洛の途についたことを祝う義直の書状に対する返書。

八、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月廿三日付 一通(108)

(継紙) 縦一五・四 横九一・四

(追而書)以上

一筆致啓上候、先「日常高院様御」仕合付、御年寄衆へ「御使者被遣候節、」拙者式へも御書」被成下、「忝頂戴」仕候、其砌日光へ「御使ニ罷越候而、」御請不申上致」迷惑候、御次而之刻、此等之趣」可然様被仰上」可被下候、

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)
九月廿三日
(直政)
寺尾左馬助様

○常高院(既出)逝去につき、義直からの弔意に対する返書。

九、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月二日付 一通(111)

(継紙) 縦一五・五 横八九・八

從 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「上様御気色無御」心元被思食、伊奈」左門殿御下被成候処_二、「御前へ被召出仕」合無御座所 御目見」被仕候衆罷登候、「上様弥御機嫌」能、表へも被為」成、御膳なども」如常被召上候間、「御心易可被思召候、「委細者左門殿」可被仰上候条、御」次而之刻、此等之趣」御披露所仰候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)
十月二日
(直政)
寺尾左馬助様

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一〇、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月四日付 一通(112)

(継紙) 縦一五・一 横九一・四

(追而書)以上

從大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「上様御気色無御」心元被思召、

成瀬^(正則) 吉左衛門御下被成^(家光)」之處ニ、御前へ^(家光)被召出、仕合殘所^(家光)」無御座、御目見へ^(家光)被仕候、上様弥以^(家光)」御機嫌能御座^(家光)」被成候条、御心易^(家光)」可被思召候、御次而之^(家光)」節、此等之通被仰^(家光)」上可被下候、恐々謹言

板倉内膳正^(家光) 重昌^(家光) (花押)

(寛永十年)
十月四日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一一、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月廿七日付 一通(116)

(継紙) 縦一四・一 横八八・一

從 大納言様御書^(義直)」被成下、忝頂戴仕候^(家光)」上様御氣色無^(家光)」御心元被思召、御^(家光)」年寄衆迄御使者^(家光)」御下被成候、上様^(家光)」此間者弥御氣色^(家光)」能被成御座候間、御心易可被思召候^(家光)」委細之儀者^(家光)」御使者口上ニ可^(家光)」被仰上候間、此等之^(家光)」趣、宜預御披露候^(家光)」恐々謹言

板倉内膳正^(家光) 重昌^(家光) (花押)

(寛永十年)
十月廿七日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一二、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十一月朔日付 一通(117)

(継紙) 縦一五・三 横九〇・四

從 大納言様御^(義直)」書被成下、忝頂戴仕候^(家光)、公方様^(家光)」御氣色無御心^(家光)」許被思

召、御使者^(家光)」御下、乍恐尤奉^(家光)」存候、今程者透与^(家光)」被為得御快氣、御膳なとも如常^(家光)」被召上、弥御機^(家光)」嫌能被成御座候間、御心易可被思召候、御次而之^(家光)」節、此等之^(家光)」趣、宜預御披露候^(家光)」恐々謹言

板倉内膳正^(家光) 重昌^(家光) (花押)

(寛永十年)
十一月朔日

寺尾左馬助様^(直政)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一三、伊丹康勝書状 阿部正興宛 (寛永六年)四月五日付 一通(123)

(継紙) 縦一八・七 横一〇二・五

(追而書) 以上

一書致啓上候、然者^(家光)」將軍様今五月初而^(家光)」西之丸へ被為成、大御所様御機嫌殘所^(家光)」無御座候、三献之御^(家光)」祝七五三之御振舞、終日御能被^(秀忠)」仰付候、委細者竹腰山城殿可被申上候、右之趣^(義直)」大納言様被為聞御満足ニ可被思召と乍恐^(義直)」奉察候、誠か様之目出度儀共御座^(義直)」有間敷候、此等之趣、宜御取成所仰候、恐々謹言

伊丹播磨守^(家光) 康勝^(家光) (花押)

(寛永六年)
四月五日

阿部河内守様^(正興)

○將軍家光、江戸城西之丸で大御所秀忠主催の饗応を受けたことを報じる書状。

一四、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)六月廿四日付 一通(125)

(綴紙) 縦一七・七 横一〇・二・四

從 大納言^(義直)様御書」被下、忝謹而頂戴」仕候、公方^(家光)様箱根」御越山御機嫌之御」様子被聞召度思召」之由、乍恐御尤奉」存候、今廿四日辰」上刻小田原 出御、」於箱根昼御膳御」快被為上、至三島」被成御着座候、御」機嫌殘所無御座候、」明日者蒲原へ可被為」成之旨御座候、右之段」拙者式迄被仰聞候義、」過分冥加至極奉」存候、此趣御次之刻」宜預御取成候、恐々」謹言

(寛永十一年)
六月廿四日

成瀬隼人正様
(正虎)

○將軍家光、上洛の途次箱根山を越えたことを報じる書状。

一五、伊丹康勝書状 竹腰正信宛 (寛永六年カ)七月十一日付 一通(126)

(切紙) 縦一九・六 横五五・三

從大納言^(義直)様成御書被下、」謹而致拝見候、然者」將軍様御違例無御心」元被思召、以御使者被仰」上候、早被為成御本復候」間、御心易可被思召候、」早々御使者被成御進上」一段御機嫌之御事」御座候、委曲松井」主殿助殿可被申上候、此等之趣宜御取成候、恐々」謹言

(寛永六年カ)
七月十一日

竹腰山城守殿
(正信)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

一六、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)八月廿六日付 一通(130)

(切紙) 縦一七・〇 横五〇・五

從 大納言^(義直)様御書致頂」戴、忝奉存候、仍」公方^(家光)様路次中御機」嫌能当地へ被為成、」御着座候儀、目出度被思」召、竹腰出雲守殿を以被為」仰上候、御前殘所無御座」御様子ニ候、委細者出雲守殿」可被仰上候、此等之趣宜」御取成候、恐惶謹言

(寛永十一年)
八月廿六日

寺尾左馬助殿」人々御中
(直政)

○上洛した將軍家光が二条城に到着したことを祝う義直の書状に対する返書。

一七、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿五日付 一通(139)

(綴紙) 縦一九・五 横一〇五・四

(追而書)已上
從 大納言^(義直)様御書」被成下、謹而拝見」忝奉存候、今度之」為御礼渡辺半藏殿」を以被仰上候、而」上様御前殘所無御座」御仕合ニ候、委細半藏殿」可被申上存候、然者道」中御機嫌能被成御」帰城之旨、目出度奉」存候、不始爾今儀」候へ共、今度別而」御懇志之儀共過分」忝仕合、不浅奉存候、」誠冥加至極ニ候、」御次而も候ハ者、此等之」趣、可然様御取成所」仰候、恐々謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永五年)
十月廿五日

成瀬隼人正殿^(正虎) 人々御中

○將軍家光が京都から江戸に帰還したことを祝う義直の書状に対する礼状。

一八、伊丹康勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)十一月四日付

一通(140)

(継紙)縦一九・六 横一一〇・二

(追而書)以上

從大納言様御書被^(義直)成下、謹而拝見忝奉^(家光)存候、然者將軍様^(政元)西之丸へ御口切ニ被為^(忠勝)成候儀、目出度被思召、「小笠原土佐守方^(忠勝)を以」被仰上、御樽・肴被成^(忠勝)御進上候、則酒井雅樂頭・同讃岐守被遂披露候処、「御座之間へ被召出、御」機嫌之旨 直ニ被仰含候、委曲土佐守殿可為演說候間、此等之趣、「宜預御披露候、恐々謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永六年)
十一月四日

成瀬隼人正殿^(正虎) 竹腰山城守殿^(正信)

○將軍家光が口切のため江戸城西之丸へ御成したのを祝う義直の書状に対する礼状。

一九、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 十月四日付

一通(162)

(継紙)縦一八・九 横一〇四・四

「敬公以来来翰」の紹介(二)

從大納言様御書^(義直)被成下、忝致拝見候、「如御意^(家光)上様御灸」被遊、早速御快然之^(忠勝)御事ニ而、御膳も御快^(忠勝)被召上之由申来候、「右之通各々被申上」御満足被思召之由、「奉得其意存候、」私儀于今相煩知行^(忠勝)所罷在、御前之^(忠勝)御様子不存候間、「不能其儀候、委曲^(忠勝)御様躰御使者可^(忠勝)申上候、此等之趣、以^(忠勝)御次而可然様被^(忠勝)仰上可被下候、恐惶^(忠勝)謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)」

十月四日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光が灸治後、病氣から回復したことを祝う義直の書状に対する礼状。

二〇、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月廿五日付 一通(163)

(切紙) 縦一八・九 横五六・二

從大納言様御書成^(義直)被下、忝致拝見候、「然者^(家光)公方様頃日少御」煩敷就被為成御座候、以^(忠勝)御使者被仰上之由、奉^(忠勝)得其意存知候、御気色^(忠勝)指而之御事ニ而無御座、「遂日被為得御快気候、」委曲御使者可被仰上候、「此等之趣、以御次而可然^(忠勝)様御取成奉頼存候、」恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)」

(寛永十年)
十月廿五日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

二一、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月廿六日付 一通(164)

(継紙) 縦一九・〇 横一〇八・九

従 大納言様御書」被成下、忝致拝見候、「然者 上様去頃之御」不例少

御再発ニ付、「各々以次飛脚御注進」被申上、無御心元被」思食之旨、奉得其」意候、併当御地被成」御参府義者、重而」御注進被申上迄者」御延引被遊之由、御尤」奉存候、御気色弥」御快然之御事ニ而、今程」御機嫌能被成御座候間、「御心易可被思食候、委曲」御様鉢御使者可為」演説候、此等之趣、以御」次而可然様御取成奉頼候」恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

(寛永十年)
十月廿六日

成瀬隼人正様
(正虎)

○將軍家光の病氣再発を報じるも、義直の江戸出府留保を勧める書状。

二二、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)九月廿二日付 一通(182)

(切紙) 縦一九・一 横五六・六

(追而書)以上

御書忝致拝見候、今度」相国様御本丸へ御成之儀」御珍重被思食、以生駒」因幡方被仰上候、土大炊」披露之处、則 御前へ」被召出、御念之入候通」

御機嫌之御事ニ御座候、「委曲因幡殿可為演説候、」此旨宜預御披露候、「恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

(寛永四年)
九月廿二日

竹腰山城守殿
(正信)

○大御所秀忠が江戸城本丸へ御成したことを祝い義直が使者を派遣した件についての書状。

二三、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)霜月廿日付 一通(184)

(切紙) 縦一七・二 横九五・六

相国様御鷹野」出御被成候ニ付而、可致」御供与被思召、従」大納言様御小袖」忝重拝領仕候、被思」召出、忝仕合無冥」加奉存候、本日廿二日」御泊鷹野可被為」成旨ニ御座候、就中」大納言様御機嫌」能御座候由、目出度」奉存候、御次而之節、「可然様被仰上可」被下候、恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

(寛永四年)
霜月廿日

竹腰山城守殿
(正信)

○大御所秀忠の鷹狩りに供奉するにあたり、義直から小袖を拝領したことに対する礼状。

二四、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月六日付 一通(185)

(切紙) 縦一九・八 横五五・七

(追而書)尚以永信濃守者御暇被」下、知行所へ参候間、不」能加判候、以上

御書致拝見候、「大御所様今度御泊」鷹野ニ被成出御候」付而、御機嫌之御様子」被聞召度思召、以園田」七郎左衛門尉方被仰上候、「土大炊披露之处、則」御使者 御前へ被」召出、被入御念候趣、不大」形御機嫌共

ニ御座候、「委曲七郎左衛門尉殿可為演」説候、此等之趣、可預「御取成候、恐々謹言

(寛永四年)

十二月六日

井上主計頭「正就(花押)」

竹腰山城守殿
(正信)

○大御所秀忠の鷹狩を祝う義直の使者が秀忠の御目見を得たことを報じる書状。

二五、井上正就書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月六日付 一通(186)

(切紙) 縦一九・五 横五三・〇

御書拝見仕候、今度「大御所様御泊御鷹野ニ」被為成候付而、御機嫌之「御様子被聞召度思召、」以御使者被仰上候、御「鷹野中御機嫌能、去二日被成、還御候、」先以御小袖一重致拜「領候、誠過分忝奉」存候、先日以懸札御「礼申上候へ共、弥可然候様」御取成所仰候、恐々謹言

井上主計頭「正就(花押)」

(寛永四年)

十二月六日

竹腰山城守殿
(正信)

○大御所秀忠が鷹狩より帰還したことを報じ、義直から贈られた小袖の礼状。

二六、太田資宗書状 寺尾直政宛 九月十一日付

一通(196)

(切紙) 縦一七・五 横五三・七

御書忝致頂戴候、「公方様日光被為成」御社参候付而、御機嫌之「御様子為可被聞召、」大道寺玄蕃方以「被仰上候、則」御前江被召出、御機嫌之旨「御直被仰含、仕合残」所無御座候、此旨御次「手之剋、可然之様」御取成所仰候、恐々「謹言

太田備中守「資宗(花押)」

九月十一日

寺尾左馬助殿
(直政)

○將軍家光の日光社参につき、義直の使者が家光の御前に召し出されたことを報じる書状。

二七、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十二年)十二月十五日付 一通(199)

(切紙) 縦一八・二 横五〇・六

從大納言様御書「被成下、忝致拝見候、」然者駿府御城火事「出来仕付而、御使者以」被仰上之旨、奉得其「意候、誠早々被為入」御念御事共奉存候、「此旨宜預御取成候、」恐々謹言

太田備中守「資宗(花押)」

(寛永十二年)

十二月十五日

寺尾左馬助殿
(直政)

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

二八、加々爪忠澄書状 竹腰正信宛 (寛永四年)霜月廿五日付 一通(217)

(継紙) 縦一六・七 横九八・五

從 大納言^(義直)様御書」被成下、忝謹而致」頭戴候、然者」相国様御泊鷹」野被成 出御付而、「御機嫌之御様子被」聞召度思召、高木外記殿被遣候処、「今日御座之間へ」召、御仕合残所も無御座候間、可安」尊意候、委細」外記殿可為言」上候、恐々謹言

加々爪民部少輔」忠澄(花押)

(寛永四年)
霜月廿五日

竹腰山城守殿」人々御中

○大御所秀忠が、鷹狩より帰還したことを祝す義直の使者を引見したことを伝える書状。

二九、加藤光直他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年)十一月十八日付

一通(219)

(継紙) 縦一九・六 横一一〇・八

(追而書)尚々、年内舟共廻候」様可被仰付候、左様候ハ、」御領内有之舟之員数」目録、先様三人之衆まで」可被成御差越候、以上

来年就江戸御普請、」於伊豆石を割被成、御」上候様にとの御事候、」則石之目録別紙」致進上候、右之段自」御年寄衆具被仰入候、」然者自豆州江戸迄之」海上、從 公儀運賃可」被仰付候、於御分国」百石以上之荷物舟」不残彼地へ被相廻之、」向井将監・石川八左衛門・」今村伝四郎差図次第石積候之様」可被仰付候、恐々」謹言

石川三右衛門」勝政(花押)」佐久間河内守」直勝(花押)」

安倍四郎五郎」正之(花押)」加藤遠江守」光直(花押)」

(寛永五年)
十一月十八日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様」人々御中

○来年の江戸城石垣普請のため伊豆石を調達し、百石以上の荷物舟を伊豆に手配するように命じた書状。

三〇、朽木植綱書状 成瀬正虎宛 (寛永十二年)十二月十五日付 一通(248)

(切紙) 縦一九・九 横五三・〇

從 大納言^(義直)様被下」御書、忝致頂戴候、」今度駿府就火事、」公方様御機嫌

之御」様子、無御心元被思召」候由、奉得其意候、」我等式迄被仰聞候之段、」過分至極奉存候、右之」趣、御次之刻、御取成所仰候、」恐惶謹言

(寛永十二年)
十二月十五日
朽木民部少輔」植綱(花押)

成瀬隼人正様」人々御中

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

三一、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿九日付 一通(264)

(切紙) 縦一九・九 横五二・三

從 大納言^(義直)様御書、忝」頂戴仕候、如被仰下、」上様少御不食被為成」候へ共、御灸治など被遊、」御膳被召上、打統御機」嫌能被成御座候間、御」心易可被思召候、委細」御使者可為演説、」此等之趣、宜預御取成候、」恐々謹言

酒井阿波守」忠行(花押)」

九月廿九日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

三三、酒井忠行書状 竹腰正信宛 十月朔日付

一通(265)

(切紙) 縦一八・一 横五三・七

(追而書) 以上

從 大納言^(義直)納言様御書、「頂戴仕候、如被仰下候」相国様^(秀忠)弥御機嫌能」被

成御座、下々迄加様」之目出度儀不過之奉存候、猶以御膳も」能被召上候旨、御心易」可被思召候、此等之趣、」可預御心得候、恐惶」謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

十月朔日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直に、大御所秀忠の近況を伝える書状。

三三、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年十月二日付)

一通(266)

(切紙) 縦一七・四 横五六・九

從 大納言^(義直)様御書、忝」頂戴仕候、如御意」上様^(家光)御灸治被遊、打」続御

快御膳被召上、」御機嫌能被成御座候」則昨日御表へ被為成、何も」御目見御座候等、御心安」可被為思召候、此等之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永十年)
十月二日

「敬公以来来翰」の紹介(二)

竹腰山城山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

三四、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)極月十五日付

一通(269)

(切紙) 縦一七・八 横五二・〇

從 大納言^(義直)様御書、忝」致頂戴候、然者駿河」御城火事出来仕三付、」上様^(家光)

御機嫌之御様子、」無御心元被思召、御使」者被為遣之段、乍恐」奉得其意存候、此等」之趣、宜預御取成候、」恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永十二年)
極月十五日

竹腰山城山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

三五、酒井忠世・酒井忠勝・内藤忠重・稲葉正勝書状 竹腰正信宛

(寛永六年)閏二月二日付

一通(276)

(継紙) 縦一九・六 横一一・〇・三

(追而書) 以上
一筆致啓上候、」將軍様從先月廿七日」之晚御熱氣差、」御虫氣候様ニ御座

候処ニ、」自昨朔日之朝御顔ニ」御疱瘡相見へ申候、」御疱瘡之御様子」并御脈躰一段能御」座候之由、醫師衆」何茂被申候、御気色も」残所無御座候而、御心安」可被思召候、就其為」御見廻御使者ニ而も」被進之候儀、

必無用候」旨、被成 御意候間、「可被其御心得候、此」等之趣、宜被仰上候、恐々」謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)」内藤伊賀守」忠重(花押)」

酒井讃岐守」忠勝(花押)」酒井雅楽頭」忠世(花押)」

(寛永六年)
閏二月二日

竹腰山城守殿
(正信)

○庖瘡に罹った將軍家光の容態を伝え、義直からの見舞いの使者も無用と伝える書状。

三六、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝書状 竹腰山城守(正信)宛

(寛永六年)閏二月八日付

一通(277)

(継紙) 縦一九・七 横一一〇・四

(追而書) 猶以少も御氣遣成」御様子ニ而無御座候、「委細従成瀬隼人正方」

可被申上候

(家光) 將軍様御煩付而、「以御使者被仰上候、「先書如申上候、御」庖瘡弥被為得」

御驗氣候之間、「御心易可被思召候、「被人御念、早々被」仰上候之趣、以御」次可達 上聞候、「此等之通、可然之様」可有御披露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)」土井大炊頭」利勝(花押)」

酒井雅楽頭」忠世(花押)」

(閏)寛永六年
壬二月八日

竹腰山城守殿
(正信)

○將軍家光の庖瘡が快方に向かっていることを伝える書状。

三七、酒井忠世書状 滝川忠征宛 (寛永六年)閏二月十三日付 一通(278)

(継紙) 縦一九・五 横一一一・五

(追而書) 猶以先書両度」如申上候、路次迄」被成御座候共、御帰候様ニ可

被仰上候、以上

(家光) 將軍様御庖瘡」為御見廻重而御」使被為進之候、則」達 上聞候之处、「

被人御念候段、「御満足被思召候、「御氣色追日弥被成」御快氣候間、御心安」可被思召候、一兩日中」御湯可被為懸之由、「医師衆被申候、「委曲長

野数馬方」可被申上候、此等之」趣宜預御披露候、「恐々謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永六年)
閏二月十三日

滝川豊前守殿
(忠征)

○將軍家光の庖瘡が快方に向かっていることを伝える書状。

三八、酒井忠世・土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

(元和九年)三月七日付

一通(279)

(継紙) 縦一九・六 横一一二・七

(追而書) 尚以相替儀御座候者、「重而可申達候、以上

急度致啓上候、仍」越前宰相殿先日」御母儀御越ニ付而、其」御請何様

にも」御錠次第御仙千代殿へ国を可被御渡之由ニ候、「然者宰相殿儀、」

(家光) 上様御座所并越前」近所ニハ如何御座候間、「九州歟、中国・四国」之内へ

参度之旨、御」訴訟ニ付、左様ニ候者、「豊後へ可有御越之旨、」被仰出候、

御病者之事候」間、後日之儀者不存」候へ共、此度之御請之通、「先申達候、

右之段可申」入之間、就 御内意」如此候、此等之趣、可致仰上候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)」酒井雅楽頭」忠世(花押)

(元和九年)
三月七日

成瀬隼人正殿」竹腰山城守殿

○松平忠直配流の件につき義直へ通達する書状。

三九、酒井忠世書状 竹腰正信宛 (寛永元年)五月廿一日付 一通(281)

(切紙) 縦一七・九 横五一・九

(追而書) 尚々御国之御巢鷁」兒鷁御進上被成、一段御機嫌ニ御座候、委細

者横井七右衛門方可被申達候、以上

將軍様へ中納言様々」御巢鷹式巢之内、鷁」五・兒鷁四被成御進上候、

具披露仕候処、不」大方御機嫌被思召、御」内書被為進候、此等之趣、

宜預御披露候、恐々謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永元年)
五月廿一日

竹腰山城様

○義直から將軍家光へ献上した御巢鷹の鷁・鷁の子に対する礼状。

四〇、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 五月廿五日付 一通(282)

(継紙) 縦一六・八 横一〇六・五

(追而書) 猶々 大納言様・」御前・大膳殿御相談」被成、被仰上可被下候、

「敬公以来来翰」の紹介(二)

以上

従大納言様尊書」被下、忝拝見仕候、」今度御上洛付而、」以竹腰大膳殿被

仰」上、并御鉄炮袋沢」山ニ御進上被成候、則」披露可仕之处、土井」

大炊頭・酒井讃岐守」相談仕候へ、先今」程者御延引被為成候様ニ何茂

存候」間、其段大膳殿へ」具ニ申渡候、委細」口上ニ可被申達候条、」不能

一二候、恐惶」謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

五月廿五日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

○將軍上洛のため鉄炮袋を献上したいとの義直の願いは、ひとまず延引するようにとの幕閣の決定を伝える書状。

四一、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)九月廿五日付

一通(289)

(切紙) 縦一七・六 横五二・一

従大納言様尊」書被成下、忝拝」見仕候、常高院殿御遠行被成、」將軍

様不大形」御愁傷被思召候、」御書面之趣達」上聞候、誠被入御念、早々

被仰□□□可被下候、恐惶謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永十年)
九月廿五日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様

○常高院(既出)逝去につき、義直からの弔意に対する返書。

四二、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)十月二日付

一通(292)

(継紙) 縦一七・三 横一〇五・一

従大納言様尊書」被下、忝拝見仕候、」公方様少御虫氣」心被成御座候付、
無」御心元被思召、伊奈」左門方^(吉勝)を以被仰上候」処、右之御使者、」則
御前被召出、」被為人御念候通、」一段 御機嫌被」思召候、弥 御機嫌」
残所無御座、如例」御膳被召上候、委細」御使者口上可被申」上候、恐々
謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永十年)
十月二日

竹腰山城様」成瀬隼人様^(正虎)

○將軍家光の虫氣を見舞う義直の使者に対する返書。

四三、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝書状 成瀬正虎宛

(寛永十年)十月六日付

一通(293)

(継紙) 縦一九・五 横一一〇・九

(追而書)以上
公方様今度御」不例之儀、無」御心許付而、切々」被差遣使者」御念入候
儀、不」大形御満足被」思召候、依之被遣」御内書候、御」気色之儀、弥」
御快然御座候間、」御心安可被思召候、」此由可被申上候、」恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)」土井大炊頭」利勝(花押)」

酒井雅楽頭」忠世(花押)

(寛永十年)力
十月六日

成瀬隼人正様^(正虎)

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

四四、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月朔日付 一通(296)

(切紙) 縦一七・八 横五三・六

(追而書)以上

従 大納言様尊書被成下、忝奉存候、」公方様当年初而為御」執被成候
御鷹鶴、被成御進上候処、則天野」久右衛門方^(正虎) 御前被召出、」不大形御
機嫌共御座候、」委細者御使口上可申上候、」右之趣可然様可預御」心得候、
恐々謹言

酒井雅楽頭」忠世(花押)

霜月朔日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様^(正虎)

○將軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに対する礼状。

四五、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)極月十四日付

一通(298)

(継紙) 縦一六・三 横一〇二・〇

(追而書)以上
従 大納言様尊」書被成下、忝拝」見仕候、如被仰下候、」駿府火事ニ付而」

御天守・御殿共焼」申候て、何とも可申」上様無御座候、被為」入御念、早々」^(家光)「公方様御機嫌之」御様子無御心許」被思食、小笠原次郎^(某)右衛門」方を以被仰上候、御」機嫌替儀も無御座候、「委細者御使口上可被申上候間、右之」趣宜預御取成候、」恐々謹言

(寛永十一年)
極月十四日

酒井雅楽頭」忠世(花押)

竹腰^(正信)山城守様」成瀬隼人正様^(正虎)

○義直からの、駿府城火事見舞に對する返書。

四六、酒井忠勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月廿五日付

一通(310)

(繼紙) 縦一七・六 横一〇二・八

(追而書)以上

從 大納言^(義直)様御書」被下、忝致拝見候、然者」今度御上洛目出」度被思召二付而、竹腰^(成方)」大膳方を以被仰上、」御鉄炮袋千挺之内、」猩々皮五百挺・羅紗」五百挺被成御進上候、」則披露可仕候へ共、当春」被 仰出候ハ、就 御上洛二諸大名進物上ケ候儀、」必無用可仕之旨、堅」被成 御意候、併」大納言様御上ケ被成候儀者、」各別之儀二御座候へ共、」伺公御無用ニ被成可」然奉存之旨、各致相談候間、披露不仕候、如何様」入御念候通与、御次而」を以可達 上聞候、」此等之趣宜預御披」露候、恐々謹言

(寛永十一年)
五月廿五日

酒井讃岐守」忠勝(花押)

竹腰^(正信)山城守殿」成瀬隼人正殿^(正虎)

「敬公以来来翰」の紹介(二)

○將軍家光上洛につき義直より鉄炮袋を献上するも、幕閣間で相談のうえ披露しなかったことを報じる書狀。

四七、酒井忠勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月廿日付 一通(323)

(切紙) 縦一七・七 横五二・〇

從大納言^(義直)様御書頂戴、」忝致拝見候、然者」將軍様御鷹之鶴」被成御進上候、^(酒井忠勝)雅楽頭遂」披露候處、被為入御」念候段、不大形御機嫌被」思召、御内書被成候、此等之趣、」宜預御披露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

十月廿日

竹腰^(正信)山城守殿」成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光へ、拝領の鷹で捕らえた鶴を義直が進上したことに對する礼狀。

四八、酒井忠勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月廿二日付 一通(325)

(切紙) 縦一七・七 横五二・〇

從大納言^(義直)様御書」被下、忝拝見」仕候、然者当夏」從 將軍様被進候」御鷹、頃日摂州」被成御請取、忝」被思召付而、以御」使者被仰上候、則」達 上聞候之處、」被入御念候段、御」機嫌被思召候、」御使者 御前へ」出可申旨、上意候」間、被致登城候様ニ与」様之申入候得共、」御目見之儀堅無」用之由、就被仰付旨、」不被罷出候、此等之」趣、宜預御披露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

十月廿二日

(正信)
竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○義直、將軍家光より鷹を拝領したため返礼の使者を遣わすも、家光の御目見が無かったことを報じる書状。

四九、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十一月二日付 一通(327)

(切紙) 縦一七・五 横五〇・四

(義直)
從大納言様御書」被下、致拝見候、然者」当年始而御執成候」御鷹之鶴、被成御進上候、「各遂相談披露仕候」処ニ、早々入御念候段、「御機嫌被思召候、就中」御使をも指添被進候旨、「是又達 上聞候、此」等之趣、宜預御披露候、「恐々謹言

十一月二日

(正信)
竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○將軍家光へ、拝領の鷹で捕らえた鶴を義直が進上したことに對する礼状。

五〇、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(329)

(切紙) 縦一七・五 横五一・四

(追而書)以上

(義直)
從大納言様御書被下、「致拝見候、然者 公方様」御氣色被成御本復、「去朔日表へ被為成、弥」御機嫌能被成御座候旨、当御地へ被為付置候仰」為上意申渡候儀、目」出度被思召之由、御尤奉」存候、入御念候御事之趣、「

具達上聞候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々」謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

霜月廿二日

(正信)
竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○將軍家光の病氣回復を祝う義直の書状に對する返書。

五一、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(330)

(切紙) 縦一七・四 横五一・八

(追而書)以上

(義直)
從大納言様御書」被下、致拝見候、然者」於御国留申候鶴之」大鷹一聡被成御進」上候、土井大炊頭被」遂披露候處、御機嫌」被思食候、此等之趣、宜」預御披露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝(花押)

霜月廿二日

(正信)
竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○將軍家光へ義直が献上した大鷹を披露したことを伝える書状。

五二、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)十一月廿二日付

一通(331)

(繼紙) 縦一七・三 横九八・四

(義直)
從大納言様御書」被下、致拝見候、「然者 公方様御咳」氣早速御本復」被成、去朔日表へ出御被成候儀、目出」度被思食之由、御」最奉存候、就

其^(正栄)「兼松源兵衛方を以」被仰上候、土井大炊頭^(利勝)「被遂披露候処、」御使御前へ「被召出、御機嫌之旨」御直被仰含、一段「御仕合能御座候、」委曲源兵衛殿可「被申達候間、此等之」趣、宜預御披露候、「恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝^(花押)

(寛永十二年)
十一月廿二日

竹腰山城守殿^(正信)成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳氣回復を祝う義直の使者が、家光の御目見を受けたことを伝える書状。

五三、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)十二月十六日付

一通(332)

(切紙) 縦一七・七 横五一・八

(追而書)以上

從大納言様御書被「下、致拝見候、如御意」從駿府町火事出「来仕、御城中へ移」悉炎上仕候、依之各迄「以御使者被仰上候、」遂披露候処ニ、御使御前へ被召出、入御「念候通御直ニ被仰」含候、此等之趣、宜預「御披露候、恐々謹言

酒井讃岐守」忠勝^(花押)

(寛永十二年)
十二月十六日

竹腰山城守殿^(正信)成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの、駿府城火事見舞に対する返書。

五四、酒井忠朝書状 成瀬正虎宛 (寛永十五年)六月廿七日付 一通(342)

「敬公以来来翰」の紹介(二)

(継紙) 縦一七・二 横一〇〇・九

從大納言様^(義直)御書被成下、忝「奉拝見候、然者為」上使池田帶刀方^(長賢)「被進御巢鷹」被為拝領、特「上意之趣、忝被為」思召、各迄渡辺忠右衛門^(重綱)を以被仰達之由、「乍恐御尤奉存候、」就其私式迄被為入御念被仰下、誠「過分冥加至極」奉存候、御序之刻、「此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言

酒井備後守」忠朝^(花押)

(寛永十五年)
六月廿七日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○上使・池田長賢が献上した巢鷹を義直が拝領した礼状に対する返書。

五五、島田利正書状 成瀬正虎宛 (寛永六年)五月八日付 一通(356)

(切紙) 縦一七・四 横五一・九

將軍様御庖瘡無相違「就被成御平癒候、御祝儀」被仰上、目出珍重奉存候、「就其拙者式銀子二十枚」并御小袖三拝領、誠忝「仕合共ニ」御座候、將又湯治「仕候儀被聞召、草津へ」御飛脚被下、殊預御書冥加「至極奉存候、湯も大形」相応仕、罷帰候、右之趣、可「然様被仰上頼存候、恐々」謹言

島田彈正忠」利正^(花押)

(寛永六年)
五月八日

成瀬隼人正殿^(正虎)人々御中

○將軍家光の庖瘡平癒を祝う義直の書状と拝領物に対する返礼、ならびに草津へ湯治に出かけたことを告げる書状。

五六、茶屋重純書状 尾張大納言御小姓衆 (寛永八年)閏十月十三日付

(継紙) 縦一四・八 横九〇・七

一通(366)

(追而書)尚々於御城毎日「御年寄衆給仕をいたし、」御なふり物ニ被成候よし
一書申上候、^(秀忠)「相国様弥御機嫌能、」夜前御聖一尺ほと長^(家光)き御むし下り申候、
其^(家光)「付て御快御覚被成」之由、御誕ニ而候由ニ候、^(家光)「將軍様被為成一時之内、」御前ニ被為御座成^(青木幸勝)「御機嫌能御座候付て、」いつも久々御座被成^(成瀬正虎)旨、御年寄中被仰候、^(森川重俊)「青大藏殿も切々御状」進之度と被仰上候共、^(永井尚政)「子細者隼人殿^(成瀬正虎)一ツ書等候付而、不被仰入」由申候、此通我々も「可申上候由ニ御座候、^(森川重俊)森」出羽殿・青大藏殿・永^(永井尚政)信濃殿、毎日「御前ニ而之御咄候由ニ」御座候、相替儀無御」座候間、早々申上候、」恐惶謹言

茶屋七右衛門」重純(花押)

(閏)寛永八年
壬十月十三日

進上」大納言様^(義直)「御小性御披露

○大御所秀忠の虫気が快方に向かっていることを告げる書状。

五七、土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十八日付 一通(372)

(継紙) 縦一七・五 横一〇六・二

大納言様々御書」忝致拝見候、随而^(家光)「公方様少々御咳氣」之由聞召、無御心元」被為 思食、以御使者」被仰上候、酒井讃岐守^(忠勝)「申談、右之旨披露」之処、御使者御前へ」被召出、入御念候段、」御機嫌好御座候而、」御直之

御意共御」座候、此等之趣、宜預御」取成候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

霜月十八日

竹腰山城守殿^(正信)成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳氣回復を祝う義直の書状に対する返書。

五八、土井利勝書状 竹腰正信宛 霜月廿一日付 一通(373)

(継紙) 縦一七・七 横一〇六・八

御書忝奉拝」見候、然者^(秀忠)「相国様」初御鷹野被為 成、」被為執候鶴、被為「進候儀、御満足」之旨、奉得其^(正勝)「意候、依之以于」太田内蔵允殿被仰上候、各申談遂披」露候処、入御念候、」一入御機嫌共」御座候、委細者御」使者可為演說候、」右之趣、宜預御」披露候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

霜月廿一日

竹腰山城殿^(正信)

○大御所秀忠から拝領した鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに對する礼状。

五九、土井利勝・井上政就・永井尚政書状 竹腰正信・成瀬正虎宛

十一月廿一日付

一通(374)

(継紙) 縦一九・七 横一〇八・二

御書致拝見候、今度」御鷹之鶴被進候」儀、御満足ニ思食、」為御礼以太

田内蔵允^(正勝)「方被仰上候、達」上聞候之处、則「御前へ被召出、早々」御

念之入候段、不大形御機嫌之御」事候、委曲内蔵丞殿「可為演説候、此旨可」被仰上候、恐々謹言

永井信濃守「尚政(花押)」井上主計頭「政就(花押)」

土井大炊頭「利勝(花押)」

十一月廿一日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を義直が進上したことに對する返書。

六〇、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月廿二日付 一通(375)

(繼紙) 縦一七・四 横一〇五・六

大納言様^(義直)御書「忝致拝見候、随而」公方様^(家光)御咳氣早「速御本復被遊、」

当月朔日より御表「被為成候儀、被為聞」召、御満足思召、兼松^(正米)源兵衛方を以被仰上候、」右之旨達 上聞候」处、御使者 御前へ「被召出、重畳入御」念候段、御機嫌之旨、」御直之上意御座候、」委細者源兵衛方可為「言上候、此等趣可然様」可預御取成候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

霜月廿二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳氣回復を祝う義直の書狀に對する返書。

六一、土井利勝書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)霜月廿三日付

「敬公以来来翰」の紹介(二)

(繼紙) 縦一七・三 横一〇六・九 一通(376)

大納言様^(義直)御書「忝致拝見候、然者」公方様^(家光)御咳氣御「本復被遊、当月朔

日」御表「被為成、御」機嫌好御座候通、」上意之旨、爰元「被為付置候岩田長右衛方迄申達候处、」聞召御満足之由、」御尤奉存候、弥御機嫌^(昌成)所殘無御座候間、御心易「被為思召候様ニ可預」御披露候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)」

(寛永十二年)霜月廿三日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○將軍家光の咳氣回復を祝う義直の書狀に對する返書。

六二、土井利勝・永井尚政・青山幸成・森山重俊書狀 竹腰正信・成瀬

正虎宛 (寛永八年)七月十四日付 一通(405)

(繼紙) 縦一九・六 横一一〇・三

(追而書)尚々すき「と御本復」之御事候間、少も御氣遣「不」被思召様被

仰上候、將又「慰斗蛇一箱御進上、歷」上覽候之处、是又御機嫌「御座候、以上

御書致拝見候、今度」將軍様^(家光)御不例之儀、」無御心元思召、以渡辺「二郎

三郎方被仰上候、右之」趣達 上聽候之处、」則 御前へ被召出、先々「御念之入候、御機嫌」御座候、御氣色之儀、」はやすきと被成御「本復候之間、御心安可」被思食候、委曲二郎三郎可為演説候、此段「宜被仰上候、恐々」謹言

森川出羽守」重俊(花押)」青山大藏少輔」幸成(花押)」

永井信濃守」尚政(花押)」土井大炊頭」利勝(花押)」

(寛永八年)
七月十四日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正信)

○将軍家光の病氣見舞に對し、家光の病状は快方に向かっていることを告げる返書。

六三、土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)九月十三日付

(継紙) 縦一七・九 横一〇七・五

一通(415)

(追而書)猶々忝仕合申上も疎」奉存候、可然様ニ御取成」奉仰候、以上

從 大納言様以榊」原甚兵衛殿被成下、御」書忝奉拝見候、」然者両

御所様拙」宅へ御成、御機嫌」能御座候通、達御」耳御珍重之旨被仰」下、

殊更御樽式荷・御肴三種・串海鼠・」円蛇鬚斗拝領、誠以」重畳忝仕合申

上も」疎奉存候、内々最前之」御使者之乍御礼、」各迄以使者成共可」申

上と存候得共、結句推察与奉存致、延」慮候処、再三加様ニ被」為入御念

候御事、過分」至極左右可申上様も」無御座候、私之心中」御推量候而、

可然様ニ」御取成所仰候、恐惶謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

(寛永六年)
九月十三日

竹腰山城殿」成瀬隼人殿
(正信) (正虎)

○将軍家光・大御所秀忠が土井利勝邸に御成したことを祝う義直の書状に對する返書。

六四、土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月十六日付 一通(423)

(切紙) 縦一九・八 横五五・四

御拝領之御鷹取申」付而、鶴被成御進上候、」歴 上覧候之処、則」被進御内書候、每」事種々被為入御念」之段、不大形御機嫌之」御事候、此旨宜預御」披露候、恐々謹言

土井大炊頭」利勝(花押)

十月十六日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正信) (正虎)

○将軍家光下賜の鷹が捕らえた鶴を義直が献上したことに對する礼状。

(続く)

(徳川美術館 學藝員)

金鯨叢書 第五十一輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和六年三月三十日 編集
令和六年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇海

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950) 〇一一一番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話(935) 六二六二番(代)

印刷所

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話(533) 六八六〇番(代)